

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和6年5月9日（令和6年（行情）諮詢第542号ないし同第544号）

答申日：令和7年12月3日（令和7年度（行情）答申第640号ないし同第642号）

事件名：令和2年度海上自衛隊業務計画の実施状況について（報告）の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2の（1）に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）につき、その一部を不開示とし、別紙の1の1（2）及び（3）に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書2」及び「本件請求文書3」といい、別紙の1の1（1）に掲げる文書（以下「本件請求文書1」という。）と併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2の（2）及び（3）に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書2」及び「本件対象文書3」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定について、諮詢序が、本件請求文書2及び本件請求文書3につき、別紙の3に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書4」といい、本件対象文書1ないし本件対象文書3と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、本件請求文書2及び本件請求文書3につき、本件対象文書4を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていること並びに本件対象文書1ないし本件対象文書3の一部を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の概要

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年5月12日付け防官文第9272号、同年7月21日付け同第13989号、同年9月27日付け同第18161号及び令和5年10月26日付け同第22188号ないし同第22190号により防衛大臣（以下「処分序」又は「諮詢序」という。）

が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

## 2 審査請求の理由

### (1) 審査請求書1（原処分1）

ア 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

イ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

ウ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

### (2) 審査請求書2（原処分2）

ア 文書の特定が不十分である。

(ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）〔別紙1（略）〕である。

(イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

(ウ) (ア)及び(イ)の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2で説明されているもの（略））及びプロパティ情報（別紙3で説明されているもの（略））が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたP D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたP D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかつたものについては、その特定を求めるものである。

カ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

キ 複写媒体としてD V D – R の選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてD V D – R が選択できるよう改めて決定を求める。

### （3）審査請求書3（原処分3）

ア及びイ 上記（2）ア及びイと同旨。

ウ 上記（2）ウに加え、以下を追記。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エないしキ 上記（2）エないしキと同旨。

### （4）審査請求書4（原処分4）

アないしエ 上記（2）アないしエと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 上記（2）オと同旨。

ク 上記（2）キと同旨。

（5）審査請求書5及び審査請求書6（原処分5及び原処分6）

ア及びイ 上記（2）ア及びイと同旨。

ウ 上記（3）ウと同旨。

エ 上記（2）エと同旨。

オ及びカ 上記（4）オ及びカと同旨。

キ 上記（2）オと同旨。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、文書の特定に漏れがないか念のため確認を求める。

ケ 上記（2）キと同旨。

### 第3 質問庁の説明の概要

#### 1 経緯

（1）原処分1及び原処分4について（質問第542号）

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書1を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年5月12日付け防官文第9272号により、本件対象文書1のかがみのみ（別紙の2（1）ア）について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和5年10月26日付け防官文第22188号により、本件対象文書1のかがみを除く部

分（別紙の2（1）イ）について、法5条1号、3号、4号、5号、6号柱書き及び同号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### （2）原処分2及び原処分5について（諮問第543号）

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書2を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年7月21日付け防官文第13989号により、本件対象文書2のうち、別紙の2（2）アについて、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、令和5年10月26日付け防官文第22189号により、本件対象文書2のうち、別紙の2（2）イないしきについて、法5条1号、3号、4号、5号、6号柱書き及び同号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分5）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分5に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### （3）原処分3及び原処分6について（諮問第544号）

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書3を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年9月27日付け防官文第18161号により、本件対象文書3のうち、別紙の2（3）アについて、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、令和5年10月26日付け防官文第22190号により、本件対象文書3のうち、別紙の2（3）イないしきについて、法5条1号、3号、4号、5号、6号柱書き及び

同号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分6に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書1ないし本件対象文書3のうち、法5条1号、3号、4号、5号、6号柱書き及び同号イに該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

### （1）原処分1及び原処分4について（諮問第542号）

ア 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書1は電磁的記録を特定している。

イ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

ウ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。

エ 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

オ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省

において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態にな  
く、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対し  
て特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

カ 審査請求人は、「特定されたP D Fファイルが本件対象文書の全  
ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文  
書1と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落し  
ている情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認し  
た。

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障  
が生じない部分について開示を求めるが、原処分4においては、本  
件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、  
本件対象文書1の一部が同条1号、3号、4号、5号、6号柱書き  
及び同号イに該当することから当該部分を不開示としたものであり、  
その他の部分については開示している。

ク 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、  
不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分4において不開示と  
した部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通  
知書の記載に不備はない。

ケ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、  
本件対象文書1は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙  
媒体を保有していない。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処  
分1及び原処分4を維持することが妥当である。

## (2) 原処分2及び原処分5について（諮問第543号）

アないしウ 上記（1）エないしカと同旨。ただし、「本件対象文書1」  
とあるのを「本件対象文書2」と読み替える。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、  
本件対象文書2の一部については紙媒体を特定している。

オ 上記（1）イと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分2」  
と読み替える。

カ 上記（1）ウと同旨。

キ及びク 上記（1）キ及びクと同旨。ただし、「原処分4」とあるの  
を「原処分5」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文  
書2」と読み替える。

ケ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、  
本件審査請求を受けて、関係部署において改めて探索を行ったと  
ころ、追加して特定すべき文書を保有していることが確認できたため、

追加して特定すべき文書につき、改めて開示決定等をすることとする。

コ 以上のことから、上記ケのとおり、追加して特定すべき文書につき、改めて開示決定等をすることとするが、審査請求人のその他の主張にはいずれも理由がなく、原処分2及び原処分5を維持することが妥当である。

### (3) 原処分3及び原処分6について（諮問第544号）

アないしウ 上記（1）エないしカと同旨。ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書3」と読み替える。

エ 上記（2）エと同旨。ただし、「本件対象文書2」とあるのを「本件対象文書3」と読み替える。

オ 上記（1）イと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分3」と読み替える。

カ 上記（1）ウと同旨。

キ及びク 上記（1）キ及びクと同旨。ただし、「原処分4」とあるのを「原処分6」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書3」と読み替える。

ケ 上記（2）ケと同旨。

コ 上記（2）コと同旨。ただし、「原処分2及び原処分5」とあるのを「原処分3及び原処分6」と読み替える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| ① 令和6年5月9日  | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第542号ないし同第544号）    |
| ② 同日        | 諮問序から理由説明書を收受（同上）                  |
| ③ 同月22日     | 審議（同上）                             |
| ④ 令和7年11月5日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議（同上） |
| ⑤ 同月26日     | 令和6年（行情）諮問第542号ないし同第544号の併合及び審議    |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1ないし本件対象文書3を特定し、その一部を法5条1号、3号、4号、5号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書1について、不開示部分の開示等を求めるとともに、本件対象文書2及び本件対象文書3について、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、本件請求文書2及び本件請求文書3につき、別紙の3に掲げる各文書（本件対象文書4）を保有しているとして、これを追加して特定し、開示決定等をすべきとした上で、本件対象文書1ないし本件対象文書3の不開示部分につき、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書2及び本件対象文書3の特定の妥当性並びに本件対象文書1ないし本件対象文書3の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件各諮問において、諮問庁は原処分1ないし原処分3に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されるところから、当該処分に係る判断はしない。

## 2 本件対象文書2及び本件対象文書3の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書2及び本件対象文書3の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書2については、「防官文第9272号（2022.3.14一本本B2820）で残りの部分」及び「当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書1に係る先行決定で残りの部分とされた文書及び本件対象文書1をつづっている行政文書ファイルにつづられた他の文書を求めているものと解し、本件対象文書2を特定した。

イ 本件請求文書3については、「防官文第13989号（2022.5.24一本本B308）で残りの部分」と記載されていることから、本件請求文書2に係る先行決定で残りの部分とされた文書を求めているものと解し、本件対象文書3を特定した。

ウ 本件審査請求を受けて、本件対象文書2及び本件対象文書3の外に本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書がないか探索を行ったところ、上記第3の（2）ケ及び同（3）ケで説明したとおり、別紙の3に掲げる各文書（本件対象文書4）の保有を確認したため、これを追加する。

エ 念のため関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書2ないし本件対象文書4以外に、本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から本件対象文書4の提示を受けて確認したところ、本件対象文書4は、本件請求文書2及び本件請求文書3に該

当する文書であると認められるため、これについて改めて開示決定等をすべきである。

他方、上記（1）エの探索状況を踏まえると、本件対象文書2ないし本件対象文書4の外に本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書を保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

審査請求人において、本件対象文書2ないし本件対象文書4の外に本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等はなく、他に本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、本件請求文書2及び本件請求文書3につき、防衛省において、本件対象文書2ないし本件対象文書4の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、諮問庁が本件対象文書4を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

### 3 本件対象文書1ないし本件対象文書3の不開示部分の不開示情報該当性について

#### （1）防衛力整備、維持及び運用に関する計画等に関する情報

別表の番号1、番号18及び番号27に掲げる部分には、防衛省・自衛隊の防衛力整備、維持及び運用に関する計画並びに防衛省・自衛隊の作成した情勢判断及び防衛構想又はこれに資するための諸研究に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の防衛体制及び防衛力の現状等が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### （2）情報保全等に関する情報

別表の番号2、番号3及び番号5に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の情報保全、情報収集等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報体制、情報関心及び情報分析体制が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 行動、運用及び教育訓練並びに自衛隊の体制、定員及び現員等に関する情報

別表の番号4、番号6、番号8、番号12、番号13、番号15ないし番号17及び番号20に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の行動、運用及び教育訓練並びに自衛隊の体制、定員及び現員等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度並びに態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 装備品に関する情報

別表の番号9、番号19及び番号26に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の装備品に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力及び運用能力が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 他国に関する情報

別表の番号10、番号14及び番号21に掲げる部分には、他国に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 通信システムに関する情報

別表の番号11に掲げる不開示部分には、自衛隊の通信システムに関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、サイバー攻撃の糸口になるとともに、自衛隊の通信要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 公務員宿舎に関する情報

別表の番号22に掲げる部分には、公務員宿舎の所在地に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、当該宿舎住民の身体、財産等への不法な侵害や特定の建造物への不法な侵入・破壊を招くおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (8) 薬物検査に関する情報

ア 別表の番号24に掲げる不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

当該不開示部分には、海上自衛隊における薬物検査の実施状況、原因及び対策に関する情報が記載されている。

当該不開示部分を公にした場合、薬物検査の対象者の選定方法、検査手法及び検査能力等を了知あるいは察知され、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

イ 当審査会において見分したところ、諮問庁が上記アで説明するとおり、当該不開示部分には、薬物検査の実施状況、原因及び対策に関する情報が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該部分を公にすることにより、薬物検査の対象者の選定方法、検査手法及び検査能力等を了知あるいは察知され、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとの説明は、これを否定することまではできない。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (9) 国の事務及び事業に関する情報

ア 別表の番号25に掲げる不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 当該不開示部分には、海上自衛隊佐世保地区における施設整備に関し、権利者等との契約交渉の経過・内容に関する情報が記載されている。

(イ) 防衛省においては、自衛隊の用に供する土地等の取得、賃貸及び利用等の業務全般について、土地等の権利者等との交渉内容を公にしないこととしている。

権利者等との交渉経過やその内容は、権利者等にとって、通常秘匿しておきたい情報であり、権利者等との間で構築された信頼関係を維持し、施設整備に係る事務を円滑かつ適切に進めていくため、極めて慎重に取り扱うべき情報と考えている。

(ウ) 自衛隊施設の用に供する土地等の権利者等との契約は、一般的な商取引と異なり、代替性のないものを賃借等することから、土地等の権利者等との信頼関係が特に重要であり、本件契約の相手方との信頼関係が崩れれば、契約の締結に至らず、交渉が打ち切られるなど、今後、率直な意見交換ができなくなるおそれがある。

イ 以上を踏まえて検討すると、自衛隊施設の用に供する土地等の権利者等との契約交渉については、一般的な商取引とは異なり、代替性のないものを賃借等するものであることから、土地等の権利者等との信頼関係が特に重要であるといえる。

本件契約交渉が、代替性のない自衛隊の用に供する施設等の安定的使用に不可欠なものであるという特殊性に鑑みれば、契約相手方との信頼関係が特に重要であるとする諮問庁の説明は首肯でき、本件契約交渉において、その内容等を公にしないことを前提に交渉していることにも合理性が認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、防衛省と権利者等との間で築き上げてきた信頼関係が損なわれ、今後、率直な意見交換ができなくなるなど、防衛省が行う本件契約交渉に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (10) 個人に関する情報

ア 別表の番号7に掲げる不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

当該不開示部分には、令和2年度の海上自衛隊員（海上自衛官及び海上自衛隊に所属する事務官等）の自殺件数等が記載されている。

防衛省・自衛隊では、年度ごとの官職（陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官、事務官等）別、年代別、階級別（階層別）、原因別での自殺者数は必要に応じ公にしているが、それ以外の情報については、これを公にすることにより、関係者等一定範囲の者には個人を特定されるおそれがあり、個人的な情報が知られることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、公表していない。

イ 当該不開示部分には、諮問庁が上記アで説明するとおり、海上自衛隊員の自殺件数等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、関係者等一定範囲の者には個人を特定されるおそれがあり、個人的な情報が知られることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は、これを否定することができない。

したがって、当該部分は、法5条1号本文後段に該当し、同号ただし書イないしひに該当する事情も認められないので、不開示とした

ことは妥当である。

#### (11) 審議・検討に関する情報

別表の番号23に掲げる部分には、防衛省・自衛隊における今後の人事施策に関する検討情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省における人事管理に関する未成熟な検討内容が明らかとなり、今後同種の検討作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来す等、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書1につき、その一部を法5条1号、3号、4号、5号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とし、本件請求文書2及び本件請求文書3の各開示請求に対し、本件対象文書2及び本件対象文書3を特定し、その一部を同条1号、3号、4号、5号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が、本件請求文書2及び本件請求文書3につき、本件対象文書4を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、本件請求文書2及び本件請求文書3につき、防衛省において、本件対象文書2ないし本件対象文書4の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないで、本件対象文書4を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当であり、本件対象文書1ないし本件対象文書3につき不開示とされた部分は、同条1号、3号、4号、5号並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### (1) 本件請求文書1（諮問第542号）

「平成30年度海上自衛隊業務計画の実施状況について（報告）」（2020.6.11—原本B634）の最新版。

#### (2) 本件請求文書2（諮問第543号）

防官文第9272号（2022.3.14—原本B2820）で残りの部分とされた全て、及び当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て。

#### (3) 本件請求文書3（諮問第544号）

防官文第13989号（2022.5.24—原本B308）で残りの部分とされた全て。

### 2 本件対象文書

#### (1) 本件対象文書1（諮問第542号）

ア 令和2年度海上自衛隊業務計画の実施状況について（報告）（海幕総第1110号。令和3年10月18日）（かがみのみ。）

イ 令和2年度海上自衛隊業務計画の実施状況について（報告）（海幕総第1110号。令和3年10月18日）（かがみを除く。）

#### (2) 本件対象文書2（諮問第543号）

ア 令和2年度海上自衛隊業務計画の実施状況について（報告）（海幕総第1110号。令和3年10月18日）（かがみを除く。）（別冊の表紙のみ。）

イ 令和2年度海上自衛隊業務計画の実施状況について（報告）（海幕総第1110号。令和3年10月18日）（かがみ及び別冊の表紙を除く。）

ウ 令和2年度海上自衛隊業務計画の実施状況報告について

エ 令和2年度海上自衛隊業務計画の実施状況について（報告）（起案用紙）

オ 令和2年度海上自衛隊業務計画の実施状況報告について（報告）原議

カ 令和2年度部隊業務計画実施状況報告書に対する海上幕僚監部の措置について（通知）起案用紙

キ 令和2年度部隊業務計画実施状況報告書に対する海上幕僚監部の措置について（通知）原議

#### (3) 本件対象文書3（諮問第544号）

ア 令和2年度海上自衛隊業務計画の実施状況について（報告）（海幕総第1110号。令和3年10月18日）（かがみ及び別冊の表紙を除く。）

- く。) (別冊の目次のみ。)
- イ 令和2年度海上自衛隊業務計画の実施状況について (報告) (海幕総第1110号。令和3年10月18日) (かがみ並びに別冊の表紙及び目次を除く。)
- ウ 令和2年度海上自衛隊業務計画の実施状況報告について
- エ 令和2年度海上自衛隊業務計画の実施状況について (報告) (起案用紙)
- オ 令和2年度海上自衛隊業務計画の実施状況について (報告) 原議
- カ 令和2年度部隊業務計画実施状況報告書に対する海上幕僚監部の措置について (通知) 起案用紙
- キ 令和2年度部隊業務計画実施状況報告書に対する海上幕僚監部の措置について (通知) 原議

### 3 本件対象文書4 (諮問第542号及び諮問第543号)

- (1) 令和2年度海上自衛隊業務計画の実施状況について (報告) (起案用紙)  
2
- (2) 令和2年度部隊業務計画実施状況報告書に対する海上幕僚監部の措置について (通知) (海幕総第1189号。令和3年10月28日)

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	本件対象文書 1のイ、本件 対象文書2の イ及びオ並び に本件対象文 書3のイ及び オ	1ページない し3ページ、 41ページ、 42ページ、 49ページ、 50ページ、 71ページ、 121ペー ジ、180ペ ージ及び22 7ページない し300ペー ジのそれぞれ 一部	防衛省・自衛隊の防衛力整備、維持及 び運用に関する計画並びに防衛省・自 衛隊の作成した情勢判断及び防衛構想 又はこれに資するための諸研究に関す る情報であり、これを公にすることに より、我が国の防衛体制及び防衛力の 現状等が推察され、防衛省・自衛隊の 任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、 ひいては我が国の安全を害するおそれ があることから、法5条3号に該当す るため不開示とした。
		1ページの一 部	防衛省・自衛隊の情報業務の体制に關 する情報であり、これを公にすることに より、防衛省・自衛隊の情報業務に 關於の現状、能力又は計画が推察さ れ、防衛省・自衛隊の任務の効果的な 遂行に支障を及ぼし、ひいては我が國 の安全を害するおそれがあることか ら、法5条3号に該當するため不開示 とした。
		2ページの一 部	他国に關於の情報であり、これを公に することにより、他国との信頼關係が 損なわれるおそれがあることから、法 5条3号に該當するため不開示と した。
		280ページ 及び283ペ ージのそれぞ れ一部	自衛隊の体制整備に關於の情報であ り、これを公にすることにより、自衛 隊の能力が推察され、防衛省・自衛隊 の任務の効果的な遂行に支障を及ぼ し、ひいては我が国の安全を害するお それがあることから、法5条3号に該

		当するため不開示とした。
	284ページ、288ページないし290ページ及び294ページないし296ページのそれぞれ一部	自衛隊の現有及び将来装備品等の機能、性能、構造及び材質に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品等の質的能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	本件対象文書2のウ及び本件対象文書3のウ	2枚目の一部 防衛省・自衛隊の情報業務の体制に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報業務に関する現状、能力又は計画が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		防衛省・自衛隊の防衛力の整備、維持及び運用に関する計画並びに防衛省・自衛隊の防衛構想又はこれに資するための諸研究に係る情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制及び防衛力の現状等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	3枚目の一部	防衛省・自衛隊の防衛力整備の現況に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制及び防衛力の現状等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

2	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	4ページ（3項に係る部分）、56ページ、57ページ、58ページ（番号2302に係る部分）及び202ページ（番号8103に係る部分）のそれぞれ一部	自衛隊の情報保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に関する体制が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
3	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	4ページ（1項及び2項に係る部分）、5ページ、52ページないし55ページ、58ページ（番号2302を除く部分）、59ページ、60ページ及び120ページのそれぞれ一部	自衛隊の情報運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に関する体制が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		4ページ、5ページ、52ページ及び53ページのそれぞれ一部	自衛隊の体制整備に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		59ページの一部	自衛隊の情報保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に関する体制が推察さ

			れ、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	6ページ、7ページ、13ページ、61ページ及び73ページのそれぞれ一部	自衛隊の体制整備に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	11ページ及び103ページのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の情報収集に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制及び防衛力の現状等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
6	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	17ページの一部	海上自衛隊における艦艇等の補職困難者数に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の機能発揮の程度及び継戦能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	22ページ及び139ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、他の情報と照合することで特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
8	本件対象文書1のイ、本件	31ページ、191ページ	自衛隊の能力、運用に関する情報、防衛力整備の現況に関する情報及び自衛

	対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	(番号4002に係る部分)及び199ページのそれぞれ一部	隊の情報保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
9	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	32ページ、33ページ、35ページないし37ページ、202ページ(番号8104に係る部分)、206ページ、207ページ、212ページ、215ページ、218ページ、220ページないし226ページ、229ページないし235ページ、240ページ、244ページ、246ページないし248ページ、251ページ、252ページ、255ページないし259ページ、261ページ	自衛隊の現有及び将来装備品等の機能、性能、構造及び材質に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品等の質的能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

	一 ジ ない し 2 6 8 ペ ー ジ、 2 7 0 ペ ー ジ、 2 7 1 ペ ー ジのそれ ぞ れ一部	
	2 2 0 ペ ー ジ の一部	防衛省・自衛隊の防衛力整備、維持及び運用に関する計画並びに防衛省・自衛隊の作成した情勢判断及び防衛構想又はこれに資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制及び防衛力の現状等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	2 4 8 ペ ー ジ の一部	自衛隊の情報運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に関する体制が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	2 5 9 ペ ー ジ の一部	自衛隊の体制整備に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	2 3 1 ペ ー ジ、 2 3 3 ペ ー ジ ない し 2 3 5 ペ ー ジ、 2 4 7 ペ ー ジ	自衛隊の情報通信に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するお

		及び248ページのそれぞれ一部 232ページの一部	それがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。 自衛隊の能力、運用に関する情報及び防衛力整備の現況に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	39ページ、78ページ、90ページ、92ページ、93ページ、102ページ、188ページ、190ページ及び327ページのそれぞれ一部	他国との調整状況に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
11	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	62ページないし65ページ、245ページ及び253ページのそれぞれ一部 62ページの一部	自衛隊の情報通信に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。 防衛省・自衛隊の防衛力整備、維持及び運用に関する計画並びに防衛省・自衛隊の作成した情勢判断及び防衛構想又はこれに資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制及び防衛力の現状等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、

			ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 2	本件対象文書 1のイ、本件 対象文書2の イ及びオ並び に本件対象文 書3のイ及び オ	6 9 ページ、 7 0 ページ及 び 7 4 ページ のそれぞれ一 部	他国海軍と実施した演習・会議の実績 及び成果に関する情報及び自衛隊の体 制整備に関する情報であり、これを公 にすることにより、自衛隊の能力が推 察され、防衛省・自衛隊の任務の効果 的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我 が国の安全を害するおそれがあること から、法5条3号に該当するため不開 示とした。
1 3	本件対象文書 1のイ、本件 対象文書2の イ及びオ並び に本件対象文 書3のイ及び オ	7 5 ページ、 7 7 ページ、 8 8 ページ、 9 1 ページ、 9 6 ページ、 9 8 ページ、 1 0 0 ペー ジ、 1 0 1 ペー ジ、 1 0 5 ページ、 1 1 0 ページ、 1 1 1 ページ、 1 2 2 ページ から 1 2 5 ペ ージまで、 1 6 7 ページ、 1 6 9 ペー ジ、 1 7 7 ペ ージ、 1 8 1 ページ、 3 0 3 ページ及び 3 0 4 ページ のそれぞれ一 部	防衛省・自衛隊の行動、運用及び教 育・訓練に関する情報であり、これを公 にすることにより、自衛隊の能力・ 練度が推察され、防衛省・自衛隊の任 務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひ いては我が国の安全を害するおそれが あることから、法5条3号に該当する ため不開示とした。  1 0 5 ページ

		の一部	り、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に関する体制が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		122ページ の一部	防衛省・自衛隊の防衛力整備、維持及び運用に関する計画並びに防衛省・自衛隊の作成した情勢判断及び防衛構想又はこれに資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制及び防衛力の現状等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		303ページ の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
14	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	86ページ及び302ページのそれぞれ一部	他国海軍と実施した訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
15	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	116ページ 一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

16	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	129ページの一部	予備自衛官の各地区における充足状況に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の機能発揮の程度及び継戦能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
17	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	149ページ及び150ページのそれぞれ一部	海技資格の取得（合格率）に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
18	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	157ページの一部	自衛隊の研究に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	本件対象文書2のウ及び本件対象文書3のウ	4枚目の一部	防衛省・自衛隊の諸研究の実績を推察することが可能な情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の諸研究の実績及び態勢又は能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
19	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文	191ページ（番号4003に係る部分）及び195ページのそ	防衛省・自衛隊の装備品の取得、配分に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が

	書3のイ及びオ	それ一部	国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
		195ページの一部	自衛隊の情報保全に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に関する体制が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
20	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	194ページの一部	自衛隊の能力、運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
21	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	273ページの一部	米軍による基地の運用状況に関する情報であり、これを公にすることにより、米軍との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
22	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	26ページ及び159ページのそれぞれ一部	公務員宿舎の所在に関する情報であり、これを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為などの犯罪行為を招くおそれがあることから、法5条4号に該当するため不開示とした。
23	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文	141ページの一部	国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、検討内容が推察され、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、率直な意見の交換又は意思決定の中立性

	書3のイ及び オ		が損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当する為不開示とした。
			防衛省・自衛隊の防衛力整備、維持及び運用に関する計画並びに防衛省・自衛隊の作成した情勢判断及び防衛構想又はこれに資するための諸研究に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制及び防衛力の現状等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
24	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	144ページの一部	薬物検査の実施者数及び実施体制に関する情報であり、これを公にすることにより、薬物検査の実施規模等が推測され、防衛省・自衛隊が行う検査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法5条6号イに該当するため不開示とした。
25	本件対象文書1のイ、本件対象文書2のイ及びオ並びに本件対象文書3のイ及びオ	272ページの一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
26	本件対象文書2のキ及び本件対象文書3のキ	3ページの一部	自衛隊の現有及び将来装備品等の機能、性能、構造及び材質に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品等の質的能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

27	本件対象文書 2のキ及び本 件対象文書3 のキ	4ページの一 部	防衛省・自衛隊の防衛力の整備、維持 及び運用に関する計画並びに防衛省・ 自衛隊の作成した情勢判断及び防衛構 想又はこれに資するための諸研究に關 する情報であり、これを公にすること により、我が国の防衛体制及び防衛力 の現状等が推察され、防衛省・自衛隊 の任務の効果的な遂行に支障を及ぼ し、ひいては我が国の安全を害するお それがあることから、法5条3号に該 当するため不開示とした。
----	----------------------------------	-------------	---

※審査会事務局において整理した。